法人・個人事業主について

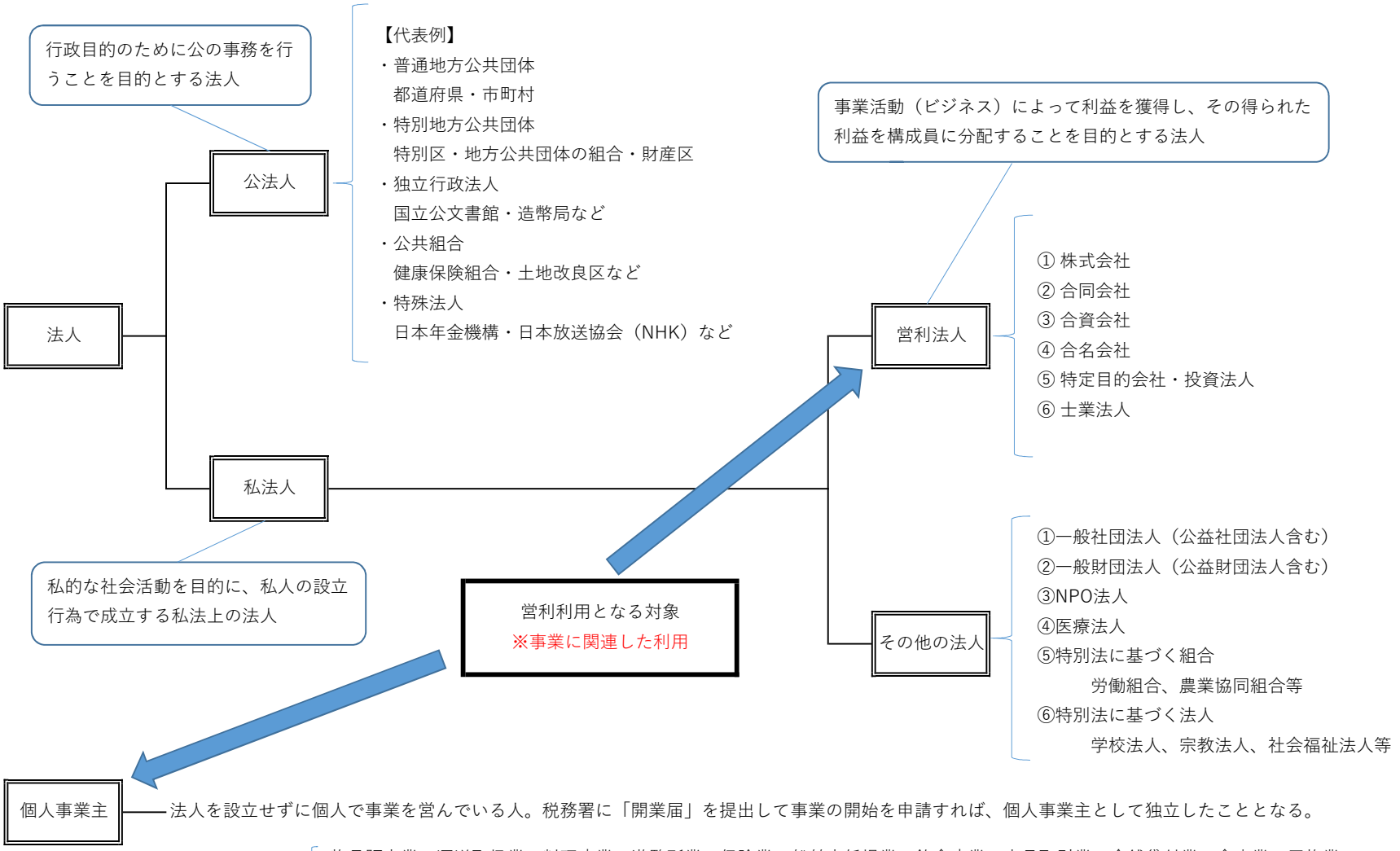

法人を設立せずに個人で事業を営んでいる人。税務署に「開業届」を提出して事業の開始を申請すれば、個人事業主として独立したこととなる。

第1種事業（37）	物品販売業・運送取扱業・料理店業・遊覧所業・保険業・船舶定係場業・飲食店業・商品取引業・金銭貸付業・倉庫業・周旋業 不動産売買業・物品貸付業・駐車場業・代理業・広告業・不動産貸付業・請負業・仲立業・興信所業・製造業・印刷業・問屋業 案内業・電気供給業・出版業・両替業・冠婚葬祭業・土石採取業・写真業・公衆浴場業（むし風呂等）・電気通信事業・席貸業 演劇興行業・運送業・旅館業・遊技場業
第2種事業（3）	畜産業・水産業・薪炭製造業
第3種事業（30）	医業・公証人業・設計監督者業・公衆浴場業（銭湯）・歯科医業・弁理士業・不動産鑑定業・歯科衛生士業・薬剤師業・税理士業 デザイン業・歯科技工士業・獣医業・公認会計士業・**諸芸師匠業**・測量士業・弁護士業・計理士業・理容業・土地家屋調査士業 司法書士業・社会保険労務士業・美容業・海事代理士業・行政書士業・コンサルタント業・クリーニング業・印刷製版業 あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業 装蹄師業

塾、教室、スクール等の習い事